



【食品・飲料水中の放射性物質の基準値（平成 24 年 4 月 1 日から）】

食品区分	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値（ベクレル /kg）	100	50	50	10

●農産物等

【農産物等の検査状況】

種別	実施者	実施状況	公表方法
農産物 （穀物類などの主要品目）	県	随時実施	県ホームページで公表
地場産の農作物や家庭菜園の作物	市	毎週水曜日（平成 24 年 2 月 15 日から） ※予約制／場所：茨城みなみ農業協同組合ガス事業所	市ホームページで公表
家庭用食材	市	平日午後（平成 24 年 5 月 21 日から） ※予約制／場所：給食センター	本人のみへお知らせ

●給食食材

給食センターにて、学校給食（平成 24 年 3 月 1 日から）、市立保育所（平成 24 年 3 月 2 日から）、私立保育園（平成 24 年 8 月 1 日から）給食食材の検査を実施しており、結果は全ての食材が不検出でした。学校給食のサンプル数は、当初は 1 日 1 品目でしたが、平成 24 年 9 月から一食検査（調理品一食分を混ぜ合わせて検査）を行っています。保育所（私立保育園含む）給食は、11 施設（市立 2 施設、私立 9 施設）で 1 日 2 品目の検査を実施しています。

※検査は給食提供前に終了し、結果は当日午前 11 時までに市ホームページで公表

●飲料水など

・水道水検査：県生活衛生課が市の水道水検査を実施（平成 23 年 3 月末から）

当初は週 2～3 回、現在は週 1 回実施し、平成 25 年 9 月末日現在、全て検査当時の基準値を下回っています。

・地下水検査：国が総合モニタリング計画に基づき実施

市内では 1 か所、年 2 回実施し、平成 25 年 9 月末日現在、放射性物質は検出されていません。

4. 今後の取り組み

●空間放射線量の測定

各施設の定点測定について、放射能汚染対策後は測定値に大きな上昇が見られないことや、固定式モニタリングポストで常時観測されていることから、頻度等を見直す予定です。

住宅地の測定については、簡易型測定器の貸し出しを継続していく予定です。

●放射能汚染対策

・子どもの生活空間（小・中学校、幼稚園、保育所、保育園、公園、その他幼児施設）

平成 25 年 8 月末までに全て完了したため、大規模な対策工事は実施しません。その他公共施設についても同様ですが、局所的に大きく基準値を超えるような箇所が確認された場合は、各施設管理者と連携し、対応していく予定です。

・住宅地

放射能汚染対策の対象となる場所が確認された場合は、土砂の堆積除去等の除染および保管方法を説明し、基本的に所有者（管理者）に対応していただく予定です。

・道路

市内を 500m 間隔で測定した 156 ポイント全てが基準値を下回っているため、対策を実施しない予定です。

・河川・水路（調整池含む）

放射性物質が集まりやすい特性がありますが、明確な国の指針がない状況です。住宅地内を流れる水路や公園機能を備えた調整池の局所的に放射線量が高い箇所は、継続して立ち入り禁止等の措置を行います。今後は、国の調査や研究機関等から情報収集を行い、必要に応じて、東京大学と連携し、注意深く観察していく予定です。

